

# 「大分県暴力団排除条例」の一部改正について

改正の目的

青少年のための良好な環境の確保

青少年の健全育成の推進

繁華街における暴力団と事業者の関係遮断



大分県からの暴力団排除の更なる推進

## 1 暴力団事務所に対する規制強化【拡大・新設】

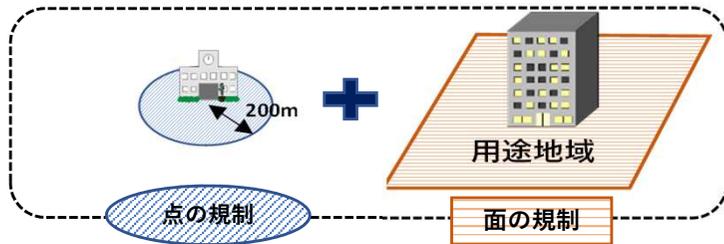
現行

- 保護対象施設の周囲200メートル以内の事務所開設・運営禁止
  - ・保護対象施設である学校や公民館等の周囲200メートルにおける事務所開設・運営を禁止
  - 罰則：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



改正後

- 現行の保護対象施設に都市公園法第2条に規定する都市公園を追加【拡大】
- 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の事務所開設・運営禁止（工業専用地域を除く）【新設】
  - ・違反者に対する措置：中止命令
  - 命令違反には罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

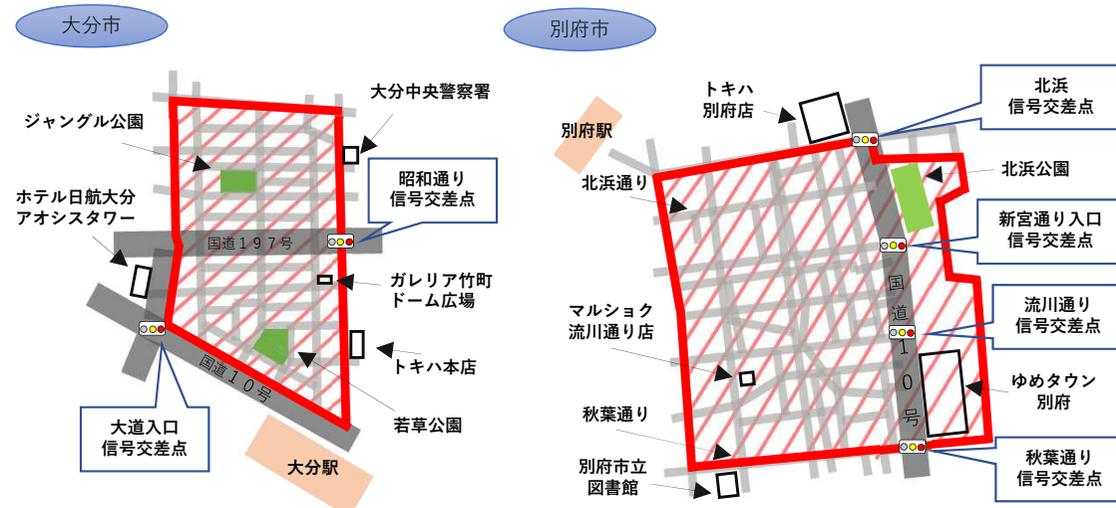


## 2 暴力団事務所への青少年の立ち入らせに対する規制【新設】

- 正当な理由がある場合を除き、青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止
  - ・違反者に対する措置：中止命令・再発防止命令
  - 命令違反には罰則（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

## 3 暴力団排除特別強化地域の指定及び資金獲得活動の規制を強化【新設】

- 暴力団排除特別強化地域を指定
  - 【大分市】都町一丁目から四丁目、中央町一丁目から四丁目
  - 【別府市】北浜一丁目、楠町、元町
- 特定営業者
  - 風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業、スカウト業 等
- 禁止行為
  - 上記特別強化地域内における暴力団員と特定営業者間のみかじめ料等の授受等を禁止
- 違反者に対する措置
  - 罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）



暴力団排除特別強化地域

